HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中学校のいじめ場面における傍観者の加害者意識と援助行動の検討
Author(s)	仲野, 芳恵
Description	この博士論文の全文の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第16806号
Issue Date	2026-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16806
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99651
Type	doctoral thesis
File Information	NAKANO_Yoshie_review.pdf, 審査の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（教育学）　　氏名：仲野芳恵

審査委員	主査	准教授	渡邊　誠
	副査	教授	加藤弘通
	副査	准教授	大谷和大

学位論文題名

中学校のいじめ場面における傍観者の加害者意識と援助行動の検討

いじめ問題への指導においては、文部科学省を中心に傍観者による援助行動を促進する介入が推進されてきた。従来、傍観行動は「いじめを暗黙に支持する行動」と位置づけられてきたが、傍観者自身による傍観行動の加害性認識や心理的な援助行動抑制要因については、充分な実証的検討が行われてこなかった。

本論文は、中学校のいじめ場面において傍観者が抱く加害者意識と援助行動ならびに援助行動抑制要因との関連を、量的研究と質的研究を組み合わせて検討した。研究の目的は、①傍観者の加害者意識の実態を明らかにすること、②傍観行動に内在する加害者意識の構造を詳細に検討すること、③傍観者が援助行動に踏み出すために必要な学校・学級環境および教育的支援を探索することである。

（研究 1）では、中学生への質問紙調査により、傍観場面における加害者意識の有無とその程度と、援助行動抑制要因、援助行動との関連を量的に検討した。傍観場面で加害者意識を持つ生徒が半数以上存在すること、加害者意識が保護的行動と正の関連を示すこと、関わり拒否行動および加害行動とは負の関連を示すことが示された。恐怖心・怯えが加害者意識と援助行動との関連を媒介する可能性、加害者意識の高さが指導の受容性と保護的行動に影響する可能性が示された。

（研究 2）では、いじめ学習場面から言語データを収集し、加害者意識の強弱により分類した 6 群の特徴を質的に分析した。加害者意識の強さと援助行動への意識には一定の関連が見られる一方で、恐怖心や罪悪感といった情動は群を超えて認められ、独立して援助行動抑制要因として機能している可能性が示された。援助行動を取れない自身への否定的評価に起因する無力感や恐怖心が、怒りや反発や価値観の揺らぎとして表出されており、傍観者の心理過程は「加害者意識→行動」という単純な構造ではなく、「加害者意識→情動→援助行動の選択」という連続的過程として理解されるべきであると論じた。

（研究 3）では、研究 2 の協力者への半構造化インタビューにより、傍観者が援助行動を取り得る学級環境および支援の条件を検討した。規範意識に基づく指導を通じての教員への信頼感醸成、複数教員による見守りによる心理的安心感のある学級風土が必要であること、傍観者自身が加害者から傷つけられる可能性が示された。また加害者に対する良好なコミュニケーションに基づいた指導の有効性、被害者に対して傷ついた自尊心を高める支援の必要性が示唆された。

（研究 4）では、研究 2 の協力者を担当していた教員への半構造化インタビューにより、いじめ減少に向けた日常的な関わりと、傍観者が援助行動に踏み出すための有効な指導方法について検討した。援助行

動が心理的負荷の高い行動であることを踏まえた上で試行錯誤的に支援を模索することの重要性、日常的なコミュニケーション促進が援助行動が生じる環境の醸成につながる可能性が示唆された。また、強制的な指導に反発しやすい中学生の心理への理解、発達障害への理解の重要性も指摘された。さらに、教員不足等の教育行政的課題により、いじめ対応が影響を受ける可能性が示された。

以上のような知見により以下の点が示された。①傍観者は自身の行動の加害性を認識して葛藤を抱えながら行動を選択している、②援助行動は心理的負荷が高く踏み出すことは容易ではない、③傍観者は罪悪感や心理的苦痛への共感を抱きながらも現実的なリスク評価により行動が抑制されている。教育的実践への示唆としては、①傍観者の加害者意識や恐怖心・罪悪感等の情動を踏まえた指導、②傍観行動の加害性に関する内省が援助行動の促進に寄与しうる、③可能な援助行動を模索できる心理的安全性が保障された環境の必要性、④双方向的なコミュニケーション能力の育成、⑥複数教員による多角的かつ包括的な指導・支援の必要性が挙げられる。

本研究が依拠する質的調査データは、著者と研究協力者との信頼関係に基づく詳細で生々しいものであり、それに基づく厚い記述から得られた知見には、高い転用可能性を期待し得る。従来の研究では明らかにされていなかった、いじめ傍観者の心理が複雑で葛藤的なものであることを、量的研究と質的研究を組み合わせて様々な面から光を当てることにより示した点に、本研究の独自性があるものと思われる。そこで見出された結果は、いずれも当該領域に関して新たな知見をつけ加えるとともに、従来のいじめ傍観者の理解と指導法に変更を促し得る内容を含むものと考えられる。

以上により本審査委員会は、著者が北海道大学博士（教育学）を授与される資格があると判断する。